行政と議会

資料3

◎行政と議会について

二元代表制～長と議会がともに直接住民によって選挙され，それぞれの職務権限についておのおのが直接住民に対して責任を負う二元的な政治体制のこと

①議会（議決機関）
【旭川市議会基本条例（平成22年12月10日　条例第46号】
二元代表制における旭川市議会及び旭川市議会議員の責務，活動原則その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより，市民の負託に応え，市民に信頼される公平，公正で透明な市政を確立し，もって市民の利益の増進を図ることを目的とする。

②行政（執行機関）
【地方自治法第1条の2】
地方公共団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本として，地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

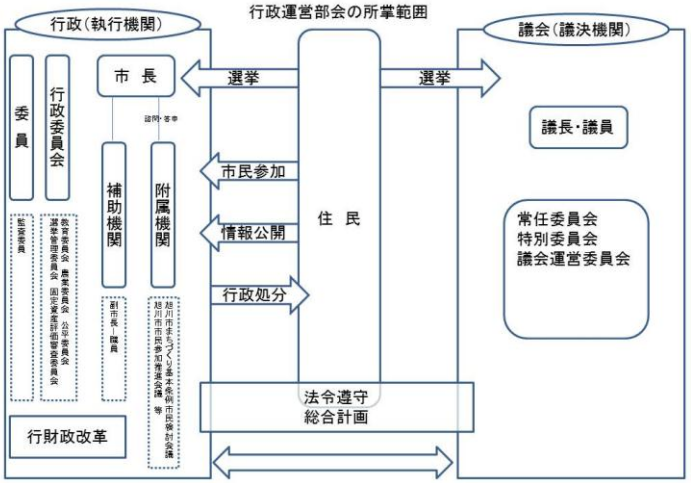

論点・課題